

日本産かんきつ類果実のタイ向け輸出検疫条件の概要

(下線部は今回のタイの規則改正による変更箇所)

1 輸出対象かんきつ類

うんしゅうみかん、不知火、清見、なつみかん、いよかん、はっさく、せとか及び天草

2 主な検疫対象病害虫

ミカンバエ (*Bactrocera tsuneonis*) 及び Sweet orange scab (*Elsinoë australis*) (和名なし)

3 主な検疫条件

(1) 輸出生産地域の指定

生産地域は、3年間以上のトラップ調査等でミカンバエの発生がないことを確認の上、タイ側の視察を受け、認可されなければならない。

※指定生産地域

静岡県藤枝市、三重県熊野市、御浜町及び紀宝町内の10の地域

(2) 輸出登録園地

タイ向けかんきつ類果実を生産する輸出生産地域内の園地は、トラップ調査及び果実調査によりミカンバエが検出されなかった場合、輸出登録園地として登録される。生産者は、農業生産工程管理 (GAP) の考え方に基づく病害虫被害低減のための園地の生産管理※を行う。

※例：園地管理（落果果実の適切な除去等）やIPM等に基づく病害虫管理等

(3) 登録生産園地でのモニタリング調査

①ミカンバエ

4月1日から10月31日まで、登録生産園地及びその隣接地域において、モニタリング調査（トラップ調査、生果実調査）で、ミカンバエの発生がないことを確認する。

②Sweet orange scab

栽培期間中、登録生産園地においてモニタリング調査で、Sweet orange scabの発生がないことを確認する。

(4) 登録選果こん包施設

タイ向けかんきつ類をこん包する施設には、病害虫被害果実を識別できる専門作業員が配置され、輸出登録こん包施設として登録される。

(5) 登録選果こん包施設での選果、サンプリング、殺菌処理及びこん包

登録選果こん包施設において、選果を行い、除去された果実に対してSweet orange scabの付着がないかサンプリング調査を実施する。また、選果された果実に、Sweet orange scabを対象とした殺菌処理を行い、こん包する。こん包は、原則として開口部のない未使用の容器を使用し、こん包には、日本産、輸出企業名、果実名等を表示する。

(6) 日タイ合同輸出検査の実施

日タイ両国の植物防疫官により検疫対象病害虫の付着がないことを確認する輸出検査が行われ、合格した場合、植物検疫証明書が発給される。